

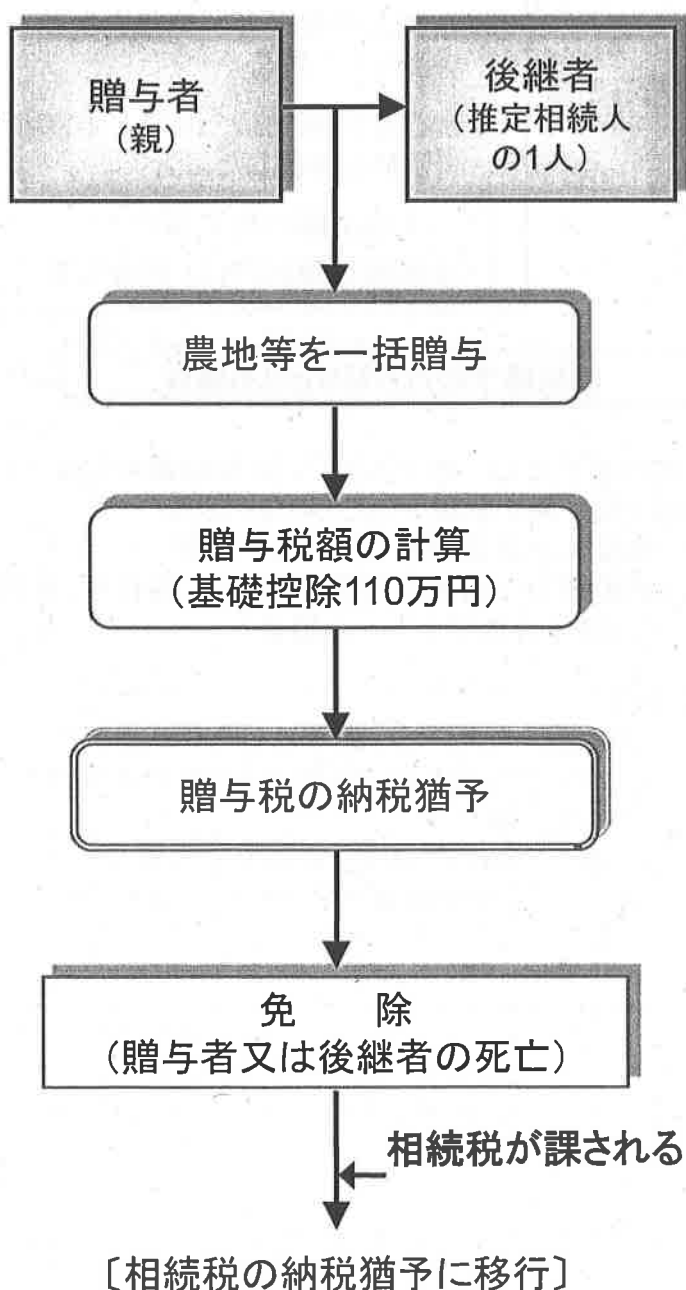
農地の贈与・相続に係る特例措置について知りたい

贈与税の納税猶予制度

～ 後継者への経営移譲を安心して進められます ～

農業を営む人（贈与者）が、その農業の用に供している農地の全部を農業後継者（推定相続人の1人）に贈与した場合には、農業後継者に課税される贈与税の納税を猶予し、贈与者又は後継者のいずれかが死亡したときに免除されるという制度です。

（注）三大都市圏の特定市の市街化区域内にある農地等については、都市営農農地等（生産緑地）に該当するものに限り納税猶予の対象となります。



贈与者の要件

- 農地等を贈与した日まで引き続き3年以上農業を営んでいる個人であること

後継者の要件

- 次の要件をすべて満たすこと
- ① 贈与者の推定相続人であること
 - ② 農地等を取得した日の年齢が18歳以上であること
 - ③ 農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと
 - ④ 農地等を取得した日以後、速やかに農業経営を行うこと

納税猶予が打ち切りとなる場合

次の場合には、猶予されていた贈与税の全部又は一部と利子税を納税することになります。

- ① 農業経営を廃止した場合
- ② 納税猶予の適用農地等の売渡し、貸付け、転用又は耕作の放棄があった場合 など

例外

次の場合などには、猶予は打ち切られません。

- ◎ 納税猶予の適用を受けてから10年（貸付け時に65歳未満である場合は20年）を経過している後継者が、農業経営基盤強化促進法に基づく貸付け（特定貸付け）を行った場合
- ◎ 重度の障害の状態となる等やむを得ない事情により営農が困難となったために貸し付けた場合 など

相続税の納税猶予制度

～ 意欲ある農業者に農地が円滑に継承されます ～

相続等により、被相続人の農業の用に供されていた農地又は農業経営基盤強化促進法に基づく事業による貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）が行われていた農地（市街化区域外に限る。）を取得した相続人が、これらの農地等を引き続き農業の用に供していく又は特定貸付けを行う場合、これらの農地等の価格のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税については、納税猶予期限まで納税を猶予し、当該期限が到来したときに免除されるという制度です。

（注）三大都市圏の特定市の市街化区域内にある農地等については、都市営農農地等（生産緑地地区内の農地等）に該当するものに限り納税猶予の対象となります。

納税猶予を受けるための要件

〔被相続人の範囲〕

- ① 死亡日まで営農していた者
- ② 生前一括贈与した者

〔相続人の範囲〕

- ① 相続税の申告期限までに営農を開始し、引き続き営農を行う者等
- ② 生前一括贈与を受けた受贈者

〔対象農地〕

- ① 遺産分割されている農地
- ② 生前一括贈与を受けた農地

※ 市街化区域外の農地については、相続人又は被相続人の特定貸付けに係る農地も対象。

猶予税額の免除要件

- ① 相続人が死亡した場合（注）
 - ② 相続人が後継者へ農地を生前一括贈与した場合
 - ③ 市街化区域内は、相続人が20年間営農を継続した場合
- 〔三大都市圏の特定市の生産緑地地区内は、終身営農〕

猶予 → 免除

納税猶予が打ち切りとなる場合

次の場合には、猶予されていた相続税の全部又は一部と利子税を納税することになります。

- ① 相続人が農業経営を廃止した場合
- ② 納税猶予の適用農地等の売渡し、貸付け、転用又は耕作の放棄があった場合 など

例外

次の場合などには、猶予は打ち切られません。

- ◎ 特定貸付けを行った場合（市街化区域外の農地に限る。）
- ◎ 重度の障害の状態となる等やむを得ない事情により営農が困難となったために貸し付けた場合

納税猶予額のイメージ



※ 農業投資価格…農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるときに通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格をいいます（例：東京都の田であれば90万円/10a）。

（注）旧制度における納税猶予適用者について

平成21年12月14日以前に発生した相続等により取得した農地（市街化区域内の農地は除く。）については、20年間営農を継続した場合にも免除されます。

ただし、特定貸付けを行った相続人については、20年間営農を継続をした場合の免除は適用されません。

贈与税・相続税の納税猶予に係る特定貸付け

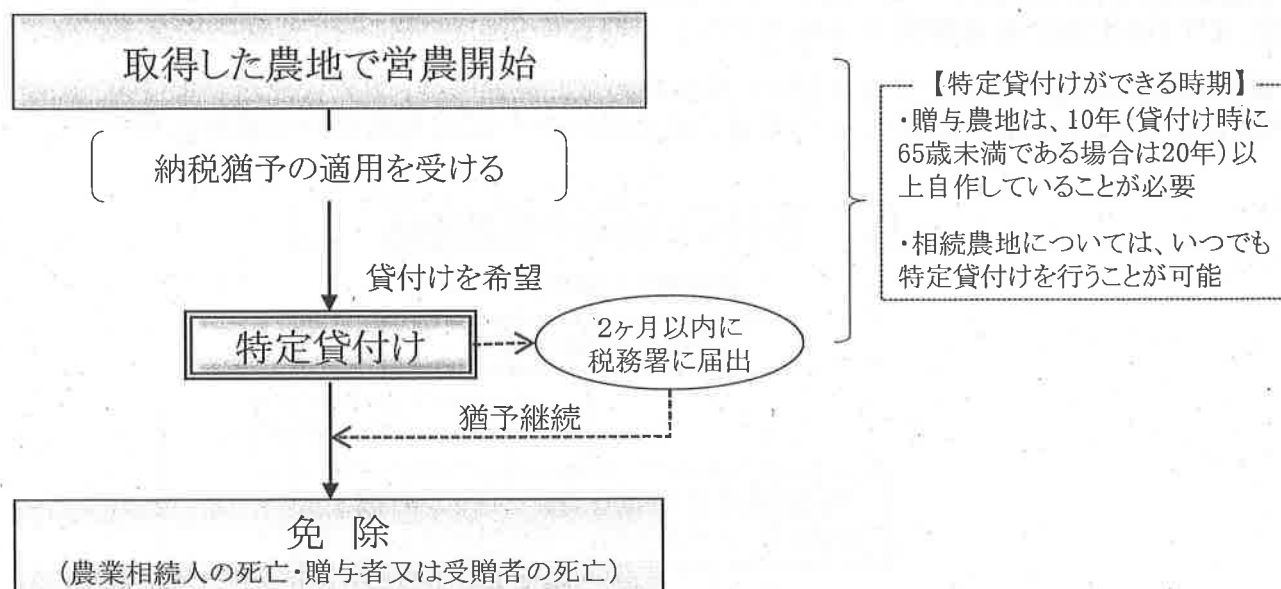
相続税・贈与税の納税猶予の対象農地について、農業経営基盤強化促進法に基づく事業による貸付け（特定貸付け）が行われた場合は、納税猶予は打ち切りになりません。

要件

- 農業経営基盤強化促進法に基づく次の事業により貸し付ける場合に限ります。
 - ア 農地保有合理化事業
 - イ 農地利用集積円滑化事業
 - ウ 利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）
- 贈与税の納税猶予の農地である場合は、申告書の提出期限から貸付けまでの期間が10年（貸付け時の年齢が65歳未満である場合は20年）以上であることが必要です。
- 相続税の納税猶予の対象農地については市街化区域外の農地に限ります。

手続

- 特定貸付けを行っている旨等を記載した届出書を、貸付けから2ヶ月以内に税務署長に提出します（届出書に特定貸付けに関する市町村長等の証明書を添付）。
- 貸付け後に農地の返還を受けたり耕作放棄があった場合には、改めて貸付けを行うか自分で農業の用に供することが必要であり、その場合、税務署長への届出等所定の手続が必要です。



その他

… 相続税の納税猶予の特定貸付けについては、次の点にも御留意下さい。

- 20年の営農継続で免除されることとなっている農業相続人の方が特定貸付けを行ったときは、それ以降、この免除事由は適用されず、その方が亡くなられたときにのみ免除されることとなります。
- 被相続人が特定貸付けしていた農地を相続した場合や、農地の相続に伴い新たに特定貸付けを行った場合についても、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。
- 特定貸付農地を相続で取得し、取得後も貸付けを継続することにより納税猶予を受ける場合には、相続税の申告書に特定貸付けを行っている旨の届出書を添付する必要があります。
なお、この場合、農業相続人と農地の借受者との間で新たに特定貸付けを行い直す必要はありませんが、賃貸人の名義変更を行って下さい。

贈与税・相続税の納税猶予に係る営農困難時貸付け

相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けている人が重度の障害により営農困難な状態となった場合には、納税猶予の対象農地を貸し付けても納税猶予は打ち切りになりません。

障害の基準

… 営農困難な状態とは、次の場合です(注1)。

- ア 精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級）の交付を受けている場合
- イ 身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級）の交付を受けている場合
- ウ 介護保険制度の被保険者証（要介護状態区分が5）の交付を受けている場合

注1：受贈者が、贈与税の申告書の提出期限の際に上記の状態となってもこの特例は適用できません。

貸付け要件

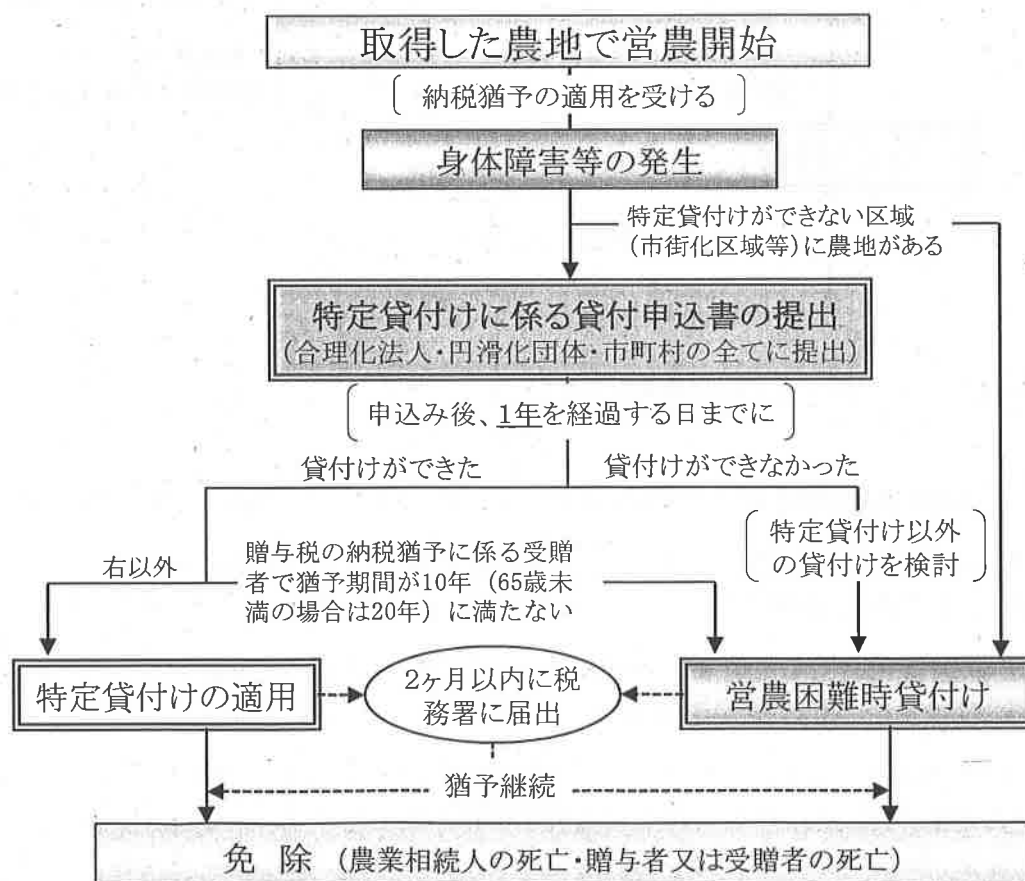
… 営農困難時貸付けが適用されるのは、次の場合です。

- ア 市街化区域内など農業経営基盤強化促進法に基づく事業による貸付け（特定貸付け）ができない区域等に対象農地が存在する場合
- イ 貸付け申込み後1年経っても特定貸付けができなかった場合（次に該当する場合を除く）
- ウ 贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者であって、申告書の提出期限から貸付けまでの期間が10年（貸付時の年齢が65歳未満の場合は20年）に満たないものである場合（注2）

注2 この場合、農業経営基盤強化促進法に基づく事業によることが原則です。ただし、貸付け申込み後1年経っても同事業による貸付けができない場合には、他の手法による貸付けを行うことができます。

手続

- 営農困難時貸付けを行っている旨等を記載した届出書を、貸付けから2ヶ月以内に税務署長に提出します(届出書に身体障害者手帳等の写しや農地の貸付け等に関する証明書を添付)。
- 貸付け後に農地の返還を受けたり耕作放棄があった場合には、改めて貸付けを行うか自分で農業の用に供することが必要であり、その場合、税務署長への届出等所定の手続が必要です。



贈与税・相続税の納税猶予制度に係る借換特例

贈与税 相続税

納税猶予制度の適用

借換特例の適用

[納税猶予制度の目的]

農地の切り売りによる経営の縮小や農地の細分化の防止

[借換特例の目的]

作付地の団地化、農地の集団化

貸付

納税猶予農地

借入

借受代替農地

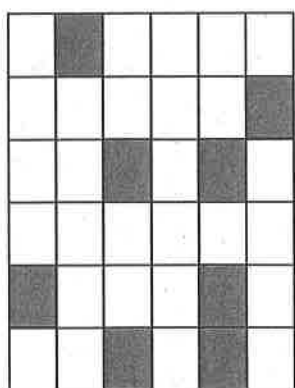
[要件]

- ・農用地利用集積計画により納税猶予適用農地を貸し付け、これに替わる借受代替農地（貸付農地の80%以上の面積の農地）を借り入れて営農継続 など

[適用手続き]

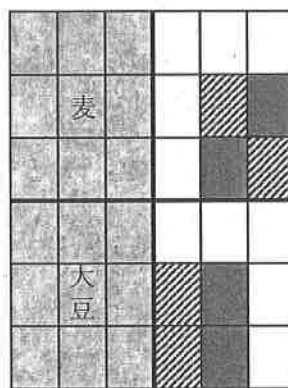
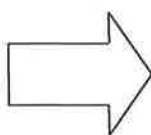
- ・納税猶予適用農地の貸付後、2月以内に税務署長に借換届出書を提出
- ・借換後、1年ごとに税務署長に借換継続届出書を提出

<借換のイメージ>



■ 納税猶予適用農地

借換



▨ 借受代替農地

■ ブロックローテーション

借換特例

相続の発生

申告期限までに借換終了

納税猶予の継続

相続税納税猶予の適用対象

担当部署

お問い合わせ先

農林水産省 経営局 農地政策課 企画グループ

(代表) 03-3502-8111 (内線) 5164

(ダイヤルイン) 03-6744-2150